資料2

宮城県内における福祉サービス第三者評価受審状況

	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	対象事業所数	受審事業所数	受審率	対象事業所数	受審事業所数	受審率	対象事業所数	受審事業所数	受審率
①社会的養護施設	22	7	31.8%	26	2	7.7%	27	4	14.8%
受審義務対象施設	19	7	36.8%	22	2	9.1%	23	4	17.4%
児童養護施設	10			13			14		
（うち地域小規模児童養護施設）	(5)			(8)			(9)		
乳児院	2			2			2		
児童心理治療施設	1			1			1		
児童自立支援施設	1			1			1		
母子生活支援施設	5			5			5		
受審義務対象外施設（児童自立援助ホーム）	3	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%
②社会的養護施設以外	3,188	20	0.6%	3,258	11	0.3%	3,360	16	0.5%
保育所分野	421	10	2.4%	435	6	1.4%	432	6	1.4%
障害者・児福祉サービス分野	1,036	8	0.8%	1,088	3	0.3%	1,202	5	0.4%
障害福祉サービス	747			777			857		
障害者支援施設	38			38			39		
障害児通所施設	242			264			297		
障害児入所支援	6			6			6		
福祉ホーム	3			3			3		
高齢者福祉サービス分野	1,731	2	0.1%	1,735	2	0.1%	1,726	5	0.3%
特別養護老人ホーム	186	1	0.5%	195	2	1.0%	198	4	2.0%
養護老人ホーム	9	1	11.1%	9	0	0.0%	9	0	0.0%
軽費老人ホーム	47	0	0.0%	48	0	0.0%	48	1	2.1%
通所介護	957	0	0.0%	954	0	0.0%	946	0	0.0%
訪問介護	532	0	0.0%	529	0	0.0%	525	0	0.0%
対象事業所全体	3,210	27	0.8%	3,284	13	0.4%	3,387	20	0.6%

※①社会的養護施設：全国共通の評価基準により，全国推進組織（全社協）の認証を受けた評価機関が実施。
一部（児童自立援助ホーム・ファミリーホーム）を除き，３年に１回以上の受審・結果公表の義務がある。

※②社会的養護施設以外：宮城県が策定する評価基準により，宮城県の認証を受けた評価機関が実施。受審・結果公表は任意。

※対象事業所数：宮城県保健福祉総務課作成「宮城県社会福祉施設等一覧」の各年度6月1日現在による（令和元年度のみ7月1日現在）。
ただし，「高齢者・訪問介護」については，長寿社会政策課作成「介護サービス事業所一覧」の各年度5月1日現在による。
「保育所分野」における対象事業所数は，認可保育所数である。
「障害者・児分野」については，同一事業所内で複数のサービスを実施している場合があり，事業所数に一部重複がある。
「高齢者分野」については，「地域密着型サービス事業所」を含む。また，同一事業所内で「地域密着型」「一般型」等複数のサービスを実施している場合があり，事業所数に一部重複がある。